平成２６年（フ）第１４７号
静岡県焼津市大村３丁目31番地の１　サンシャトレーン203号
債務者　木村　大紀
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月30日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８０６号
東京都足立区西新井２丁目18―８―310
債務者　織江　博樹
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６号
栃木県小山市犬塚２丁目22番地９　プルミエールガーデン202号、従前の住所茨城県結城市大字結城9750番地25
債務者　石田　正雄
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第３８２６号
東京都中央区日本橋浜町３丁目３―１―3509
債務者　楠　多加子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１号
北海道帯広市東２条南７丁目１番地２サンパークビル506号
債務者　葛西　博幸
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第７２号
北海道帯広市東２条南７丁目１番地２サンパークビル506号
債務者　葛西かおり
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
北海道帯広市西17条南３丁目24番30号　柏林台コーポ１号
債務者　榊　　正行
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２８５９号
東京都練馬区石神井台１丁目２―４―103
債務者　唐鎌　龍二
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９１９号
東京都練馬区石神井台７丁目25―23
債務者　濱屋　正寿
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９２９号
東京都新宿区中落合３丁目４―７―401
債務者　小泉佳代子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６号
長崎県松浦市今福町浦免291番地
債務者　大坪　正直
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月11日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２６年（フ）第７号
長崎県松浦市今福町浦免291番地
債務者　大坪惠美子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月11日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２６年（フ）第２６４８号
東京都目黒区下目黒５丁目36―29―202
債務者　伊藤　星児
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２号
大分県日田市中城町３番41号
破産者　有限会社内藤銘木店
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第９８号
沖縄県糸満市字照屋1141番地
破産者　株式会社大城商事
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３９８号
沖縄県那覇市字栄原３丁目32番14―511号
破産者　有限会社ウインク
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部